

平成 26 年度 第 3 回 燕市行政改革推進委員会

- 【日 時】 平成 26 年 10 月 15 日（水）午後 5 時 30 分～午後 7 時 00 分
- 【場 所】 燕市役所 2 階 会議室 201
- 【出席者】 委員 池田 弘、梅田豊久、笹川常夫、高橋真由美、滝澤惇三
田中 進、田村 秀、細野美恵子、山崎綾子（敬称略）
- 事務局 企画財政部長 五十嵐嘉一、同課長 田辺秀男
同副主幹 杉本俊哉、同副参事 柴山文則
同政策専門員 石黒昭彦
同主事 浅野晴也、石村由紀、吉田英樹、遠藤彩加
総務課長 広野義徳、同係長 大塚小由紀
- 【欠席者】 委員 五十嵐勝也（敬称略）

1. 開会

事務局：皆様お疲れ様です。お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。ただいまから平成 26 年度第 3 回行政改革推進委員会を開催させていただきます。よろしく願いいたします。

企画財政部長：お疲れ様でございます。本委員会は、今年度第 3 回目となります。これまで、公の施設の使用料ならびに手数料といった受益者負担の関係についてご協議いただきました。その結果をふまえ、8 月 29 日に市議会へ「公の施設の受益者負担のあり方」の考え方について、説明をさせていただきました。市議会では総論賛成、各論反対というような雰囲気、改めて受益者負担の見直しの難しさを実感させていただいたところではあります。

本日は、平成 26 年度上半期が終了いたしましたので、今年度の行政改革後期実施計画の取り組み内容について、皆さまに説明させていただき、ご意見、ご提案をいただきながら、下半期の取り組みに繋げていきたいと考えております。

2. 会長あいさつ

会長：皆さんこんばんは。2 週続きで台風が来まして、幸い、新潟ではあまり大きな被害がなかったようですが、常日頃の災害への備えが重要だと改めて感じた次第です。

災害のこともそうですが、様々なことが今、いろいろ動いており、特に地方に関しましては、地方創生ということが国会でも議論されています。また、再来週、市の議会議員選挙があるということで、政治においても様々な地域のあり方、地方のあり方というのは議論になっているところですが、私どもは、粛々と与えら

れた役割、行革の推進を進めていきたいと思っておりますので、本日も忌憚のないご意見をいただければと思っております。

3. 議題

(1) 燕市行政改革大綱後期実施計画「平成 26 年度実施計画」の取組状況について (資料 1-1、1-2)

会長：早速、次第に基づきまして議題に入りたいと思っております。まず、(1)「第 1 回 燕市行政改革推進委員会での質問事項への回答について」ということで、事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局：資料 1-1、1-2 に基づき説明)

会長：ただいま事務局から、今年度実施計画の取り組みのうち、「やや遅れている」2 項目について説明がありました。まず、「自動販売機設置場所の貸付の入札の実施」、そして「公共施設使用料等の検証」この 2 つの項目について、皆様から質問、ご意見等をいただきたいと思います。

委員：「公共施設使用料等の検証」について、拙速に色々なことを決めても、いいものはできません。検証をしっかりといただいて、できましたら、燕市として他の市町村とは違う特徴を盛り込むということもご検討いただいて、じっくり時間をかけて決めたほうが良いと思っております。

委員：新市になって、もう約 8 年になります。このくらいの時期で、公共施設使用料等にバラつきがあったものを、一つの基準に統一するというのは、市民の皆さんも納得していただけるのではないのでしょうか。あと 2 年くらいの内に、分水、吉田、燕の施設使用料および減免を見直して、一つの基準を設けて、平らにするという目標で行ったほうが良いと思っております。

事務局：当初の予定では、今年度中に集中して協議をいただきながら、年度内に方向性を決定し、その手続きを来年度行う予定でした。しかしながら、それでは十分な調整、検証ができないということで、来年度当初に具体案を作成出来るようにしたいと考えております。何年も予定を先送りするというものではございませんので、その点をご理解いただきたいと思います。

会長：お二人から意見をいただきました。一つは、地域間の平等性をどうするかということ、もう一つは、どのように多くの方が納得できるようなものをつくるかということ、これは非常に難しいところかと思っております。多様な意見がある中で、拙速にまとめるのではなく、裏付けを得たうえで進めていくというような、行革本部や議会からの意見を踏まえて、少し練り直すということだと理解しています。

(1) 燕市行政改革大綱後期実施計画「平成 26 年度実施計画」の取組状況について
(資料 2)

会長：資料 2 について、事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局：資料 1-1、1-2 に基づき説明)

会長：ただいま事務局から 7 項目について説明がありました。この 7 項目も含め、平成 26 年度実施計画全体を通してのご意見をいただければと思います。

委員：資料 2、11 ページについて、5 日間の調査で大体 1 日当たり 70 人にアンケートの回答をいただいたということですが、1 日当たりどのくらいの来庁者がいるのですか。

事務局：本日、数字を持ってきておりませんが、案内係のところ聞きに来られた方という数字は把握しております。

委員：資料 1、18 ページについてお聞きしたい。この収納一元化については、自主財源の根幹となる税収を高めるためにスタートし、この主旨は、相談業務に主眼が置かれていると理解しています。実績を見れば確かに取り扱い件数が増加していますが、窓口での相談件数が書かれていないので、ちょっと分かりづらいと思っております。

市税の延滞、未納対策については、もう少し力を入れてやれないのかなという感じですが。というのも、延滞、未納への対応が、督促状などのペーパーだけなのか、あるいは相手先に出向いて行って活動されているのか、見えてこないのをお聞きしました。

事務局：収納課に徴収嘱託員という嘱託職員が 3 人在籍しており、専門に徴収業務を担当しております。また、正職員も分担して行っているところがございます。嘱託職員が 3 人ということで、それが多いか少ないかは、ご意見があらうかと思いますが、直接お宅の方にお邪魔して、色々な相談に乗ったり、徴収業務を行ったりしております。

委員：滞納の金額は年々増えていくという傾向があると思います。一回滞納してしまうと、継続して滞納してしまう傾向にあるようです。やはり、一番初期の頃に解消していく努力をしないと、滞納金額は縮まらないと思います。本来ならば納めてもらう財源があるのに、それが入らないということですから、もう少し人的なものを投入して、解消を図るというのも方策ではないかと思います。

会長：恐らくこれは、燕市に限らず全国的に頭の痛い問題で、なかなか直ちにはできないのかもしれませんが、人的な面の補強ということも、議論としては必要だと思いますし、あるいは効果的な方法も、先進事例を参考にするなど、是非とも担当課と勉強していただければと思います。

委員：資料 2、1 ページ、対象者の 250 円以上、300 円以上という数字の違いは为什么呢。

事務局：1 回に発送する差額通知の数を 500 通前後に調整するため、ジェネリック医薬品への切り替えで、見込まれる差額を利用して通知対象を決定しています。

委員：ジェネリック医薬品に変えれば、薬剤費が高くなることはないのですから、全員に差額通知を出せば、もっと効果があがるのではないですか。

委員：薬価と、診療点数の情報から、私が何の薬を飲んでいるかや、病歴などの個人情報がかんどん市に流れているのですか？

会長：そもそも、差額通知のような事業を行っているのは燕だけではないということではよろしいですか。

事務局：燕市だけではありません。

会長：差額通知を作るときに、個人情報にどのように配慮されたか、各自治体の条例もありますし、法律もあるわけですがけれども、そういうところをきちんとやっている確認がとれるかどうかです。

事務局：個人情報を外部に提供するときは、審議会に諮っております。

会長：個人情報取り扱いの観点について、どのようにクリアしているのかということです。この場ではなくても、一般的に市民からそういった疑義が出た場合に、きちんと答えなければなりません。そこについては、今ここで議論しても仕方がないので、宿題ということにします。一つは個人情報の取り扱いについて、もうひとつは制度の効率性の面について。早めに回答をいただくということをお願いします。

委員：差額通知事業の効果額は、誰が得をするのですか？

事務局：公費負担の部分と自己負担の部分がありますので、公費負担の部分で国保財政に影響が出てくる形になります。

個人ごとにこのような算定をした中で全体額を算定するという意味での“個人”という表現だったのですが、書き方が紛らわしく、申し訳ございませんでした。差額通知では、個人についてジェネリックに変更した際にいくら差額が出るかという、その人ご本人の額についてお知らせしています。

会長：ほぼ毎月、国保会計が助かっているという事をマクロで見た方がいいわけですね。たた、いずれにしても差額通知が月に 500 人で良いのかということについては、よくわかりませんが、仮に全員に差額通知を出す場合、こういう理由で望ましくないとわかればそれで構いません。

事務局：担当課と、差額通知を全員に出すことによる効果に課題があるのかどうかについて検討させていただきます。

会長：「たのうら燕」は、本来 9,000 万円程度の最低価格なのに、それが 240 万円というのはなぜでしょうか。維持管理費が年 30 万円かかっていたので、売れただけ良いということなのでしょうか。

企画財政部長：「たのうら燕」は、そのままでも警備保障などの維持管理経費がかかっていたため、泣く泣くこの価格で売却させていただきました。しかしながら、資料 2 にもありますように、燕市で行っている、例えば長善館学習塾などの子どもを対象にした事業について、できるかぎり優先的に使わせていただけるような配慮を併せてお願いするということで、最終的にこの価格になったということ、市議会にもご理解をいただいたところです。

会長：資料 2、7 ページの物件は住宅開発されるのですか。この場所は交通の便のよいところという理解でよろしいでしょうか。

事務局：売却条件の中に住宅地とうたっております。旧保健センターは燕駅の直近ですし、北陸農政局の跡地につきましては、井土巻地区になりますので、交通の便はいい場所です。

委員：資料 2、7 ページの物件は 3 つの場所となっておりますが、価格の内訳はどうなっていますか。また、売却先に 2 者記載されているが、どういう内訳で売却されたのですか。

加えて、旧北陸農政局の土地の売却代金は市に入らないと思うのですが。

事務局：3 箇所をまとめて売却いたしましたので、内訳はございません。旧保健センターが、アスベスト使用箇所のある施設で、解体費がかさむことから、単独ではなかなか売れないと判断いたしました。売却先につきましては、二者が J V を組んで入札に参加したということで、契約自体は一つです。

また、旧北陸農政局の土地は、市有地です。建物を取り壊して土地が返却された形になりますので、売却代金は燕市に入ります。

委員：資料 1-1、29 ページ、公共施設における ESCO 事業について、この中で 29 ページに燕市文化センターと防犯等の LED 化の実績報告が 10 月頃出てくるとあります。実績報告が出されましたら、この会議でも報告がありますか？

事務局：次回の行政改革推進委員会でご報告させていただきます。

委員：資料 1-1、35 ページ「職員の自己啓発の支援」について、“職員に習得を奨励する資格等に対し、その資格習得にかかる経費を一部を支援する”とありますが、実績が 0 というのは、職員の意欲がないということですか。

事務局：昨年度の 2 名は年度末になってから実績があがってきました。今年度についても年度末に実績がでる見込みです。この制度は、資格試験に受かってから申請する制度になっております。

委員：資料 1-1、37 ページでコーチング研修を“新任の監督職を対象に”とありますが、1 回の研修では少なすぎるのではないですか。

事務局：コーチングの手法を取り入れた際には、管理職全員に受講してもらいました。今度はそれを監督職、いわゆる係長級で、新任またはこれまで受ける機会がなかった係長が受講するということです。回数を多くすればより効果も出てくると思われませんが、今のところは、係長に昇任した者を基本に 1 人 1 回で行う予定です。

委員：何をするにしても人がするわけですから、一番大事なことだと思いますので、しっかりお願いしたいと思います。

委員：資料 1-1、35 ページの「職員自己啓発の支援」では、“16 の資格を対象とし”とあるのですが、その資格の内容はなんですか。

事務局：税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、日商簿記 1 級および 2 級、行政書士、実用英語技能検定 2 級以上、応用情報技術者、基本情報技術者、社会福祉士、精神保健福祉士、技術士、技術士補、土木施工管理技士 1 級、建築士 1 級、宅地建物取引主任者です。昨年度は、建築士 1 級と宅地建物取引主任者を 1 名ずつ、計 2 名が資格取得いたしました。

委員：例えば、建築士 1 級の資格が必要ということで、資格を取るとすると、個人で費用を負担して資格を取って、助成金を 2 万円をいただけるということなのでしょう。資格手当みたいなものはないですよね。

事務局：受講料や受験費用は個人負担で、資格手当はございません。

委員：それだと資格を取りづらいのではないですか。民間では、資格手当もあります。他の市町村もやってないのでしょうか。モチベーションを上げるためには考えないといけないのではないのでしょうか。資格が必要ということであれば、例えば必要経費を全額支給するなどしないと、なかなか実績が伸びないのではないかと思います。

事務局：資格手当となると、条例制定等が必要になるなど難しいと思われれます。この制度が始まって、まだ 2 年目でございます。職員の資質向上と、やる気を引き出す一環で始めたものですので、色々と手直しするなどしながら、進めていきたいと思っております。

委員：この制度で資格を取得した人は、資格に関連する業務につくのですか。基本情報技術というのは、システムエンジニアが持つ資格です。市のシステムは外部に委託していますが、関連する業務はあるのでしょうか。

事務局：昨年度に資格を取得した 2 名は、その資格に関連する仕事についている職員です。システムに関連する業務は、情報政策係がございませぬ。システムは外部に委託していますが、委託するためにも詳しい専門の職員が必要になります。

委員：“この資格が欲しいから”取得させるのではなく、業務に関連しているものという風に考えていかないといけないと思います。

事務局：それが基本だと考えております。

委員：資料 2 の「燕市水道事業経営懇話会」のメンバー構成はどうなっていますか。

事務局：識見を有する方や、公募委員など 10 名で構成されております。

会長：他、いかがでしょうか。後日、何かありましたら、事務局の方に照会いただきたいと思えます。行革の一つには説明責任というのもあります。細かすぎても良くなく、ある程度アバウトだけどわかりやすいというのも一つの観点でございますので、是非とも今後の資料作成などにご留意いただければと思えます。

4. その他について

会長：それでは最後に、次第の 4 その他ということで事務局の方からお願いいたします。

(事務局から説明)

会長：次回は 2 月の開催になりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、本日予定しておりました審議は全て終了いたしましたので、これをもちまして閉会とさせていただきます。どうもお疲れ様でございました。